

告訴の事實及理由

告訴人は昭和九年七月十四日午後三時前後豫ねて被告野上辰之助の經營する長壽炭坑探炭夫森田松次なる者の退坑並に所謂「肩入銀」負債返還問題に關し之が合理的解決方斡旋の爲め被告林某及松尾隆喜の命を受けたる被告瀬戸廉吉の呼招に應じて全人と同道して全炭坑事務所に赴きたる處全事務所表入口より向て左側奥に在る被告瀬戸廉吉専用机前椅子を與へられ全人と對策し前記森田の處理を如何にすべきかに就きて談話を進めたり斯くする内告訴人が別紙第一號證の如き該斡旋方を辭退したるは使用人として該事件直接代理人たる面目を汚辱したりと俄に絶叫して携持せる握手灣曲形狀の「ステッキ」を以て頭部を連打したり告訴人は其の餘りに理不盡なる唐突の狼籍に暫し忘然として立竦みたるに被告瀬戸廉吉は机を離れて告訴人の身邊最近に迫り來りて又もや

續様に胸脚の嫌ひなく亂打して止まず此の暴逆に耐え兼ねて告訴人が身を引け共尙追ひすがりて此度は背部を目撃し無數に亂打し告訴人が「オイ叩かんでも断は話で分るではないか」と叫ぶも容赦せず遂に「ステッキ」が三つに碎け折れ裂けるに及びて漸く毆打を止めたり其の告訴人は憤然として「俺を叩きに連れて來たか」と問詰したる處被告瀬戸廉吉は「君が當り前に呼出しては逃げを張て來まいと思つたから實は上の人達と相談して歸まして連れて來んだもうこれで森田の貸金は呉れてややるから親爺も連れて（森田の父當七十四才の老人のこと）荷物も全部持つて出て行け」と言ひをして「此方へ行い」と全事務所奥右寄中央の全坑警務主任被告松尾隆喜が机前に連行したり此の間前記暴行の行はるゝ間全事務所室内には頭記參考人等他合計十人餘居合せたるも何等制止の聲も發せず其の態度は唯當の如く各々は職務を續け居